

(案)

役務契約書（単価契約）

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| 1 物 件 名 | 建設機械等チャーター単価契約（遠野地区林道等除雪） |
| 2 作 業 場 所 | 岩手南部森林管理署遠野支署管内一円 |
| 3 作 業 内 容 | 別紙１のとおり |
| 4 履 行 期 間 | 自：令和７年 月 日（契約締結の翌日から）
至：令和８年３月１０日 |
| 5 契 約 単 価 | 別紙「契約単価表」のとおり |
| 6 契約予定金額 | 金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円） |
| 7 契 約 保 証 金 | 免除 |
| 8 特約事項 | 別紙２のとおり |

上記の役務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和７年 月 日に交付した役務契約約款によって公正な役務契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和７年 月 日

発注者 岩手県遠野市東舘町７－３９
分任支出負担行為担当官
岩手南部森林管理署遠野支署長 田村 喜信

受注者

別紙 1

契約単価表

機 種 等	規 格	予定時間 (時間)	契約単価 (円)	予定金額 (円)	備 考
ホイールローダ	1.30～ 1.40 m ³	3 0 0 h			排土板付き 1 台
ホイールローダ	1.30～ 1.40 m ³	1 4 0 h			排土板付き 1 台
計		4 4 0 h			2 台
消費税		10%			
合 計					

建設機械等チャーター単価契約（遠野地区林道等除雪）

別紙 2

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、役務契約約款第 11 条により対応する。

除 排 雪 作 業 仕 様 書

I 適用範囲

- 1 本仕様書は、構内他除排雪作業に適用するものとする。
- 2 本仕様書に定めのない軽微な事項について、発注者又は発注者の監督職員は、受注者に指示することができるものとする。
- 3 約款第3条に記載された業務計画表については、運転実施計画書に読み替える。

II 作 業

- 1 チャーター予定の機種等及び予定時間数並びに作業場所は、契約単価表及び除排雪作業図面による。
- 2 受注者は、この契約履行に必要な現場代理人を選任のうえ、運転着手前に発注者に通知するものとする。ただし、現場代理人と運転者はこれを兼ねることができる。
- 3 現場代理人及び運転者は、運転現場において発注者の指示監督にしたがい、運転に必要な一切の事項を処理しなければならない。
- 4 受注者は、発注者の指示監督により、機械を運転（以下単に「運転」という。）するときは、受注者又は受注者の運転者により運転するものとし、この運転に必要な燃料・人件費・修繕費・保険料・その他一切の経費は、受注者の負担とする。
- 5 発注者は、計画書等に基づき、受注者に運転実施を指示する。
- 6 受注者は、常に除排雪作業に従事できるよう、準備体制を整えなければならない。
- 7 受注者は、除排雪予定箇所に概ね15センチメートル以上の降雪があったときは、発注者の交通の支障とならないように、除排雪を行うものとする。但し、15センチメートル以下の降雪であっても、交通等の障害となる場合は、発注者又は発注者の監督職員の指示により出動するものとする。
- 8 発注者は、緊急を要する場合であって、計画書等に明示されていない運転を必要とするときは、前項の規定にかかわらずその都度受注者に指示することができるものとし、受注者は、やむを得ない事由がある場合のほか、これを拒んではならない。
- 9 受注者は、災害及び危険防止上特に必要と認めるときは、あらかじめ発注者の了承を求めて運転指示以外の運転を行うことができる。ただし、緊急やむを得ないときは、受注者は、独自の判断で上記の運転を行うことができる。これらの場合の運転は、発注者が認めるものに限り、運転時間に算入するものとする。
- 10 受注者は、除排雪作業に出動するとき及び除排雪作業を完了したときは、その旨を発注者又は発注者の監督職員に連絡しなければならない。
- 11 発注者は、受注者の運転の内容について、1日を単位として、運転開始及び終了の時刻、その他必要な事項を確認するものとする。
- 12 発注者の認めない運転時間、代替車両の運送時間及び発注者の責に帰さない事由による運転休止時間及び休憩時間は、運転時間に算入しないものとする。
- 13 受注者は、現地の状況により、本契約に係る除排雪車両（以下「契約車両」という）のみで交通確保ができないとき、又は契約車両の故障等により、除排雪作業が不能のときは、発注者又は発注者の監督職員の承認を得たときに限り、新規に除排雪車両を使用することができる。
- 14 前項の場合において、契約車両の代替車両は、原則として契約車両と同程度の機能を有するものとするが、契約した1時間当たりの除排雪単価（以下本項において「当初契約単価」という）以上の機種を使用したときは、当初契約単価の機種と見なし、当初契約単価未満の機種を使用したときは、発注者が、あらかじめ機種ごとに定めた単価に変更するものとする。

Ⅲ 除排雪作業の安全管理等

- 1 除排雪作業の安全管理及び除排雪作業に伴う技術指導は、受注者の責任において行うものとする。
- 2 受注者は、構内道路、駐車場、環境緑化木等の状態を常に確認し、除排雪作業開始前に危険な箇所の点検を行い、事故防止に努めなければならない。
- 3 受注者は、除排雪作業に必要な免許証を所持し、必要な技術を有する運転員を配置のうえ、作業に従事させなければならない。
- 4 受注者は、必要に応じ運転助手を配置し、除排雪車両の誘導に従事させなければならない。
- 5 受注者は、発注者の指示監督にしたがうほか、労働安全諸法令等を遵守して運転を実施するとともに、発注者又は監督職員の許可なくして、長時間にわたって他の交通を妨害する等、公衆に迷惑を及ぼす等の行為をしてはならない。

Ⅳ 報告書の提出

受注者は、作業実施後速やかに作業実施要領の3に定める作業報告書及びその他必要な資料を発注者の監督職員に提出しなければならない。

なお、作業報告書等の提出は1ヶ月を単位とした提出でもよいものとする。

Ⅴ 代金の請求

- 1 受注者は、チャーター期間中であっても、検査済既部分に対し、月1回を限度として代金の支払いを請求することができるものとする。
- 2 支払いの対象となる運転時間は15分を単位とし、29分以下は15分に、44分以下は30分に、59分以下は45分に、それぞれみなすものとする。ただし、14分以下はこれを切捨てるものとする。

Ⅵ 契約の変更及び満了

- 1 発注者は次に掲げる理由が生じて事業内容を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して契約の変更を行うことができるものとする。
 - (1) 履行期間内であって、緊急を要する場合、緊急やむを得ない場合及び運転の変更に伴い、契約予定金額に達しても予定の作業が終了できないと判断したとき。
 - (2) 契約以外の建設機械等を使用する必要性が生じたとき。
- 2 履行期間満了の日以前に、契約書記載の契約予定金額に達した場合は、その予定金額に達した時をもって、本契約は満了したものとみなす。

Ⅶ 事故報告

受注者が機械の駐車中又は運転中に、第三者に損害を与えた事故が発生したときは、事故の内容及び処置について、遅延なく発注者に報告しなければならない。